

「灘・夢ナリエ」の実施にかかる助成金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、灘百選に選定された場所を中心に、灘区内の様々な地域で開催することで地域間・団体間の交流を促進し、地域コミュニティの連帯と活性化を目的に区民が自ら実施する行事として定着している「灘・夢ナリエ」(以下、当該行事という。)を実施する灘・夢ナリエ実行委員会(以下、実行委員会という。)に対しその経費の一部を灘区役所が助成することに関し、必要な事項を定める。

なお、助成金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金)

第2条 区長は、実行委員会に対し、当該行事の実施に要する経費の一部を予算の範囲内で助成することができる。

(助成の要件)

第3条 助成の対象となる当該行事の内容は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 灘区に在住・在勤する多くの区民が参加し、地域コミュニティの連帯の増進と活性化に資するものであること
- (2) 宗教活動、政治活動または営利を主目的とした活動でないこと
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること

(助成金申請の手続き)

第4条 実行委員会は、第2条の助成金を受けようとするときは、助成金交付申請書に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 区長は、前条の申請に基づきその内容を審査して、当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をする。

- 2 区長は、当該助成金の交付決定の内容を実行委員会に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の通知を受けた実行委員会より、助成金請求書による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第6条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付をうけたとき
- (3) その他、区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき

(実績報告書の提出)

第7条 実行委員会は、事業終了後、必要書類を添えて助成金の実績報告書を提出しなければならない。

(助成金の精算)

第8条 前条の報告により助成金を精算し、残金が生じる場合は、実行委員会はこれを区長に返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、灘区長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。